

農林業生産費の一部を支援します



受付を開始します

支援金について…社会情勢の変化に伴い、農林業生産費が高騰しており、その一部を支援する制度です。生産費用負担の軽減を図り、事業活動を維持していくことが目的です。

名称	みどり市農林業生産費高騰対策支援金
概要	農林業生産費の一部を支援
対象者	下記のいずれにも該当するもの 【農業・林業共通事項】 ○市内に住所を有する個人、または事業者 ○市税の滞納がないこと ○現在も農林業による事業収入を得ていること 【農業】 ○令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に肥料費、飼料費、種苗費、諸材料費の費用を要していること 【林業】 ○令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に主に林業に従事した人がいること
補助金額等	【農業】 ○令和5年分確定申告で計上した肥料費、飼料費、種苗費の10%の金額及び諸材料費の20%の金額の合計(千円未満切り捨て) 【林業】 ○令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で林業に年間200日以上従事した者が1人以上いる場合は満額 ただし、年間200日に満たない場合は、不足する日数に応じて減額 【上限】法人:20万円 個人:10万円
申請期間	令和7年6月20日(金)から令和7年12月26日(金)まで
申請受付	「申請書」に必要事項を記入し必要書類を添付の上、以下窓口へご提出ください。※なお、農林課は6月30日(月)より農林業センターへ移動します。 農林課【6月27日(金)まで】 大間々庁舎2階 【6月30日(月)から】 農林業センター2階) 申請書は農林課窓口及びJAにったみどり笠懸営農課でお受け取りいただけます。また、みどり市ホームページからのダウンロードも可能です。
提出書類	<u>裏面の「提出書類」、「持参していただくもの」をご覧ください。</u> 農業と林業で異なる書類もありますのでご注意ください。
その他	交付要件等により支援金の対象外となる場合があります。 支援金は、令和8年3月末までに支払予定です。

お問い合わせ・お申し込み
0277-76-1937(みどり市農林課)

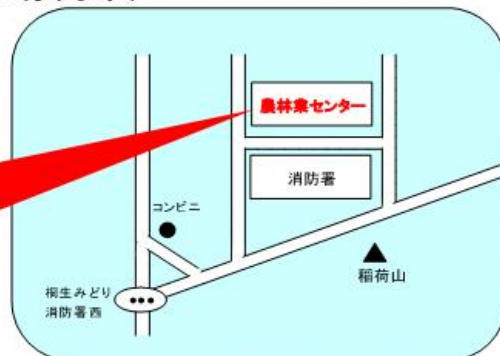
受付期間

受付期間 令和7年6月20日(金)～令和7年12月26日(金)

【6月27日(金)まで】
農林課窓口
(大間々庁舎2階)

【6月30日(月)から】
農林課窓口
(農林業センター2階)

◎農林業センター(消防署裏にあります)



※農林課は6月30日(月)より大間々庁舎から農林業センターへ移りますので、ご注意ください。

提出書類

【共通】

- ◆ みどり市農林業生産費高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ◆ みどり市農林業生産費高騰対策支援金申請額計算書

【農業者】

- ◆ 個人・・・「令和5年分」確定申告書(写し)
- ◆ 法人・・・「令和5年(R5.1.1～12.31)」の期間に要した肥料費、飼料費、種苗費、諸材料費を確認できる書類
(例: 令和5年分確定申告書の写し、該当期間に係る決算書 など)

【林業者】

- ◆ 従事者氏名及び従事日数報告書
- ◆ 林業従事者の作業日数を確認できる書類(R5.4.1～R6.3.31)

持参していただくもの

- ◆ 印鑑
- ◆ 振込先の口座が分かるもの(通帳の写し等)